

学校施設開放の今後の方向性について

1 これまでの取組

学校施設開放のあり方と方向性の策定・報告（令和2年2月）

学校施設の貸出方法や運営、受益者負担のあり方等の課題について検討するため、「学校施設開放の今後のあり方と方向性について」を策定し、令和元年度墨田区議会定例会2月議会で報告した。

検討委員会等の設置及び検討（令和2年6月～）

「学校施設開放の今後のあり方検討委員会」（ ）を3回、検討分科会を5回の計8回開催し、学校施設開放の今後のあり方と方向性を検討している。ここでの検討内容を踏まえ、受益者負担のあり方や利用者の利便性の向上等について、令和2年度墨田区議会定例会2月議会で中間報告を行った。

検討委員の構成（17名）

スポーツ団体（体育協会、スポーツ推進委員協議会ほか）、利用団体代表（室内競技団体、屋外競技団体）、地域団体（青少年育成委員会連絡協議会、町会・自治会連合会ほか）、学校関係（小学校PTA協議会、中学校PTA連合会、小・中学校長）及び区職員

2 学校施設開放の今後の方向性について

スポーツ連盟・協会へのヒアリング結果及び利用団体へのアンケート結果を踏まえ、「学校施設開放の今後のあり方検討委員会」での意見等に基づき、学校施設開放の今後の方向性について、次のとおり報告する。

「区分貸し」の実施について

学校施設の使用は、1時間単位での「時間貸し」であるが、利用形態をとらえ、下表の時間区分で利用する「区分貸し」に変更とする。なお、コロナ禍等により、臨時的に貸出区分を変更する場合がある。

<時間区分>

貸出区分	午前	午後	午後	午後	夜間	夜間
平日				16～18時	18～21時	19～21時
土日祝	9～12時	12～15時	15～18時		18～21時	19～21時

受益者負担について

令和元年度から屋内運動場に空調機を設置したことに伴い、維持管理費の増加が見込まれることから、使用料のあり方を見直すこととする。

<参考>

平成30年度(新型コロナウイルスによる休止・短縮の影響がない年度)の学校施設開放に係る経費内訳

維持管理費計 (A)	使用料収入 (B)	受益者負担率 (C)=(B)/(A)
136,259,941 円	7,183,110 円	5.27%

少年団体利用の有料化

受益者負担の公平性の観点から、少年団体が利用する屋内運動場、柔剣道場、校庭の使用料について、有料化する。

墨田区の少年団体の屋外スポーツ施設の使用料：2時間100円程度

空調機利用に伴う受益者負担

屋内運動場等の空調機設置に伴い、光熱費の増加が見込まれることから、当該費用について、一定の受益者負担を求めていく。

区民の利便性の向上(使用料支払い方法の拡充)

学校施設使用料の支払い方法の利便性向上のため、区と株式会社セブン-イレブン・ジャパン間における「地域活性化に向けた包括連携協定」を活用し、同社が運営するコンビニエンスストアでの、「マルチコピー機による利用券」の購入による使用料の支払いができるよう協議を進める。

3 今後のスケジュール

- ・令和3年9月～10月 使用料改定に係る関係団体等との調整
- ・令和3年11月 11月議会に改正条例案を上程
- ・令和4年上半期 施行予定